

第 4 2 号議案

志木市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

志木市総合福祉センター条例（昭和 5 9 年志木市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び会議室」を「、会議室及び多目的室」に改める。
別表に次のように加える。

多目的室	8 3 0 円	1 , 0 9 0 円	1 , 0 9 0 円	3 , 0 1 0 円
------	---------	-------------	-------------	-------------

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

市民の利便性の向上を図るため、利用対象施設の追加等をしたいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、この案を提出するものである。